

協議題 教育行政に求められる防災対策のさらなる強化について

◆大川小学校津波被害賠償訴訟判決の概要

東日本大震災に伴う大津波で宮城県石巻市立大川小学校に在学する児童74名、教員10名が死亡し、児童23名の遺族が市と県に約23億円の損害賠償を求めて訴えた。

平成28年10月の仙台地裁の一審判決では、①津波発生後の学校側の対応には過失を認めたが、②ハザードマップで大川小が津波の浸水想定区域外だったことから、震災前の防災対策には過失が無いと判断した。

しかし、平成30年4月の仙台高裁の二審判決では、①津波発生後の学校側の対応に過失を認めたほか、②震災前の防災対策についても、児童生徒の安全を確保する学校側には「地域住民よりはるかに高いレベルの知識や経験が求められる」と指摘し、学校が北上川の近くにあったことを考えれば津波被害について「予見は十分可能だった」と認め、学校の敷地より高い避難場所を選んで危機管理マニュアルを改訂するなどしていれば犠牲は避けられたと判断した。

二審判決を受けて市と県が最高裁に上告していたが、令和元年10月に「上告理由に該当しない」と棄却して二審判決を支持し、二審判決の内容で確定した。

◆最高裁が支持した二審の仙台高裁判決のポイント

- ・学校側は市のハザードマップの信頼性を立地などの実情に沿って独自に検討すべきだったとした。
- ・校長らには地域住民よりもはるかに高いレベルの知識や経験が求められ、津波に対する予見可能性はあったと認めた。
- ・学校は危機管理マニュアルに具体的な避難場所や経路を定めず、市教育委員会も是正させなかったとして、震災前の組織的過失を認定した。

⇒震災の津波被害をめぐり、公共施設を管理・運営する側に事前の対策の不備を認めて賠償を命じた判決が確定するのは初めてで、子どもの命を預かる学校には厳格な防災対策を求める内容となっている。

予防的な部分まで専門的知見を持つことが求められているものであり、防災行政のあり方が問われている。